

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみみたい方
まずは、農業委員会へご相談下さい！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）
の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意下さい。

なお、農地の売買、貸借については農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計
画」による方法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせ下さい。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作
すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

○ 農地法第3条許可事務の流れ

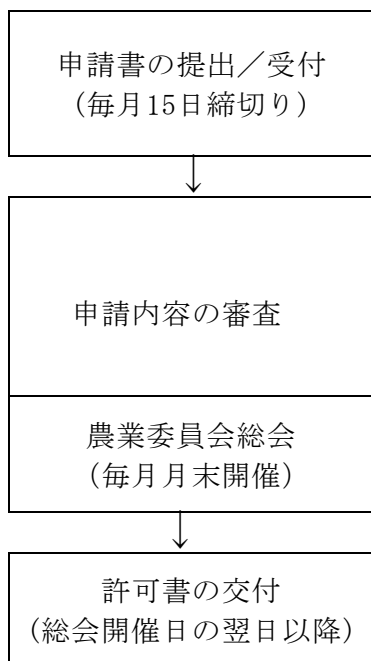
- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続き等をご説明
いたします。
- ・ 伊予市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付まで事務の標準処理期間を定め、
迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

| | |
|------------|---|
| 申請についての相談 | ※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話を お願いいたします。 [住所：伊予市市場127番地1 TEL：089-983-6351] |
| 申請書の記入 | ※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。） をご記入いただきます。 |
| 必要書類の入手 | ※ 別添の必要書類一覧表をご参照下さい。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。 |
| 申請書提出前の再確認 | ※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等 により許可までに時間がかかったり、不許可になったり する場合があります。 申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリスト でご確認下さい。 |
| 申請書の提出／受付 | ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越し下さい。 |

農業委員会等の流れ



※ 申請書の受付は、毎月15日を締切り日としており、以後、許可書の交付までの事務の標準処理期間は、17日です。

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認をいたします。
また、現地調査を行います。

※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越し下さい。